

23206

愛知県

春日井市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
春日井市商工業 振興条例	S62.4 R7.4 改正	(1)工場新增設事業助成金 工場等 ・延べ面積 500 ㎡以上及び建物投資額1億円(中小企業者は 5,000 万円)以上の工場等を設置すること。 (2)地盤調査等事業助成金 ・(1)工場新增設事業助成金に伴うこと。 (3)工場緑地推進事業助成金 ・(1)工場新增設事業助成金に伴うこと。 (4)インフラ整備事業助成金 ①道路の新設・改修 ②水路の新設・改修 ③水道施設の設置 ・(1)工場新增設事業助成金、高度先端産業立地事業補助金、創造産業立地事業助成金に伴うこと。 ・公共の用に供するもので、投資額 100 万円以上となるものに限る。 (5) エネルギー発電設備投資事業助成金 ①太陽光等の自然エネルギーを利用した発電設備の設置(出力 10KW 以上となるものに限る) ②電気自動車用充電器等の設置 〈① ～②に共通の条件〉 ・(1)工場新增設事業助成金に伴うこと。 (6)高度先端産業立地事業助成金 ・愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付対象であること ・工場の新設又は増設に伴う固定資産の取得費用が2億円以上であること ・新增設等に伴い常用雇用従業員を新たに5人以上雇用すること ・高度先端産業分野に該当すること	助成金 (1) 固定資産(建物)の評価額の 10%、限度額2億円 (2) ・対象経費の 50%、限度額 200 万円 (3) ・対象経費の 50%、限度額 200 万円 (4) ・対象経費の 50%、限度額 3,000 万円 ※①～③の合計 (5) ・対象経費の 20%、限度額 200 万円 ※市外からの本社機能移転を伴う場合は、(1)①、(2)～(5)においては補助率、(2)～(5)においては限度額それぞれ 20%増 (6) ・固定資産の取得費用の合計額の 10%(みなし大企業は8%)以内 ※既設又は貸借する建物内に新

		(7)創造産業立地事業助成金 ・愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象であること。 ・20 年以上工場等が市内に立地している企業で、50 人以上(中小企業者・中堅企業者は 25 人以上)の常用雇用者数を維持し、建物及び機械設備の固定資産取得費用 25 億円以上(中小企業者・中堅企業者は1億円以上)の工場等を新設又は増設すること。 ・次世代成長分野等又は企業立地促進法に基づく基本計画の指定集積業種の分野に該当すること。 (8)立地用地取得事業助成金 ・工場新增設事業助成金、高度先端産業立地事業補助金、創造産業立地事業助成金に伴うこと。 ・土地を取得し、取得又は登記した日から5年以内に工場等及び物流施設の操業又は事業を開始すること。 (9)既設工場取得事業助成金 ・市内に、延べ床面積 500 m²以上、建物及び土地の投資額1億円(中小企業者については5,000 万円)以上の工場等を購入する場合 ・土地のみを購入した場合は対象外。 ・土地を助成対象とする場合は、建物と同時に購入した土地に限る。 (10)立地企業新規雇用事業助成金 ・(1)、(6)、(7)、(9)の事業を行った事業者が、当該工場等の操業又は事業を開始する6ヶ月前から、操業又は事業開始の1年後までの間で、新たに1人以上の常用雇用従業員を雇用すること。 ・助成対象とする従業員の全員が市内に住所を有すること。	たに機械設備を設置する場合 5%(みなし大企業は4%) (7) 対象経費の4%以内、限度額5 億円[※愛知県とあわせて最 大 10 億円](中小企業者は対 象経費の 10%(みなし大企業 は8%)以内、限度額 10 億円) (中堅企業者は対象経費の5% (みなし大企業は4%)以内) (8) ・固定資産(土地)の評価額の 5%、限度額 5,000 万円(本社 移転を伴う場合は助成率、限 度額それぞれ 20%増) (9) ・固定資産税・都市計画税相当 額を3年間、限度額 3,000 万円 ／年(本社移転を伴う場合は4 年間、限度額 3,600 万円) (10) ・1人当たり 30 万円、限度額 1,500 万円
--	--	---	---